

### 第31回大津市企業局入札監視委員会会議録（要旨）

1. 開催日時 令和5年3月29日（水） 10時00分から12時00分
2. 開催場所 大津市役所 新館5階 253会議室
3. 出席者 8名  
委員 5名 井形氏、杉澤氏、伊藤氏、西谷氏、佐口氏  
事務局 3名 契約管財課長、課長補佐、主事
4. 内容

#### 議事

##### （1）入札及び契約手続の運用状況等の審議

- ①入札方式別発注工事総括表について
- ②入札方式別発注工事一覧表について
- ③事案の抽出結果について
- ④抽出事案説明書について

##### （2）指名停止等の運用状況一覧表について

##### （3）その他

開発区域内のガス管布設工事について

《事務局説明》

- ・入札及び契約手続の運用状況等の審議について
  - 入札方式別発注工事総括表について
  - 入札方式別発注工事一覧表について

《質疑》

[委員]No.13 の案件ですが、1回目入札では4者の応札があり、2回目では1者となっていますが、理由は何ですか。

[事務局]1回目の開札結果が、1者が予定価格超過、3者が最低制限価格以下で失格となったため、2回目の再入札は1者のみの応札となりました。

[委員]設計積算額と入札額の差に乖離がある場合は、設計積算額が適正であったのか、フィードバックが必要と考えます。

[事務局]提出された見積内訳表と比較し、適正な積算であったかどうか分析しています。

[委員]毎回4か月単位の一覧表となっていますが、年間の傾向を把握したいので、通年単位の一覧表も確認したいのですが。

[委員]今年度、全3回分のまとめた資料を次回の委員会で提示します。

[事務局]ほ装工事の受注業者はバラバラですが、傾向的にはこのような状態ですか。

[委員]特に特定の業者が受注していることはありません。

《事務局説明》

事案の抽出結果について（杉澤委員へ抽出依頼）

- ・抽出事案(1)の説明  
送配水管推進工事（35-36）（真野四丁目ほか）〔一般競争入札〕

《質疑》

[委 員] 最低制限価格近くで落札となっていますが、どのような評価をされますか。

[事務局] 発注者側としては、応札者も多数あり競争性も確認できるため理想の結果であったと考えます。

《事務局説明》

- ・抽出事案(2)の説明  
供給申請に伴う低圧ガス本支管布設替工事（35-67）（相模町ほか申請地内）  
〔一般競争入札〕

《質疑》

[委 員] 応札者 7 者の内、落札者以外が全て「未受領」という結果は適切ではない状態と考えますがいかがですか。

[事務局] 次の議題で審議予定でもありますが、開発区域内の工事の内「水道・下水道・道路」については開発業者が発注しますが、「ガス」については企業局が一般競争入札として発注しています。結果的には開発業者が発注した水道業者が落札する傾向となっています。

[委 員] この状態で一般競争入札として継続すれば、官製談合を呼び込む可能性がありますので、対策が必要と考えます。1 者しか応札がないことには理由があると思いますので理由を明らかにして、随意契約とすることも検討されてはと考えます。

[事務局] 契約担当としては、民間業者が発注した水道業者に対して企業局が随意契約で発注することについて問題があるのではと認識しています。

[委 員] この委員会で決めることではないと思いますので、過去の実績資料等を提示して頂き、再検討して結果をフィードバックしたいと思います。企業局で判断せずに一度、外部の関係部署（国、県、公正取引委員会等）に相談されてもよいと考えます。

《事務局説明》

- ・抽出事案(3)の説明  
配水管布設工事（35-57）（大津市北大路三丁目ほか）〔受注希望型指名競争入札〕

《質疑》

特になし

《事務局説明》

- ・抽出事案(4)の説明  
路面復旧工事（14-3）（北小松）〔受注希望型指名競争入札〕

《質疑》

特になし

《事務局説明》

- ・指名停止等の運用状況一覧表について

《質疑》

[委 員]前々回に質疑しました、他府県や他市町村との情報のネットワークの有無についてはどうでしたか。

[事務局]以前、ご回答したとおり現状では情報ネットワークはありません。一般部局の契約検査課で近隣府県等から情報を精査して指名停止をしています。

なお、一般部局の指名停止している対象業者は企業局でも指名停止とみなされ、企業局に入札参加申請のない業者も一覧表には掲載があります。なお、一覧表に掲載している業者は対象期間内に措置があった業者となります。

《事務局説明》

- ・開発区域内のガス管布設工事について

《質疑》

[委 員]随意契約については、国や他都市でも検討されています。特殊な技術が必要である工事では、一般競争入札に付しても複数者の応札が見込まれない案件があり、その考え方が変わってきています。ただし、随意契約とする場合はその理由を明確にする必要があります。

[委 員]入札参加の機会を減らす危惧はありますが、合理的な理由があれば問題ないと考えます。

[委 員]ルールが現状に合っていないければ、誰もが納得できる理由を明らかにしてルールを変える働きかけをすべきであると考えます。

[事務局]民間業者が発注した業者に対して企業局が随意契約で発注することについて契約担当としては危惧しています。

[委員] 随意契約の方が経済性があること、また他の施策等をセットにするなどして、企業局として批判されることのないよう、関係部署と協議して進めていくのがよいと考えます。

[委員長] 全体を通して、他に意見や質問はありますか。

《質疑》

特になし

[委員長] 他に意見や質問はありませんか。無ければ、本日審議した内容について、一部を除き適正に処理されていたと認めます。なお、抽出事案(2)については継続して審査することとします。